



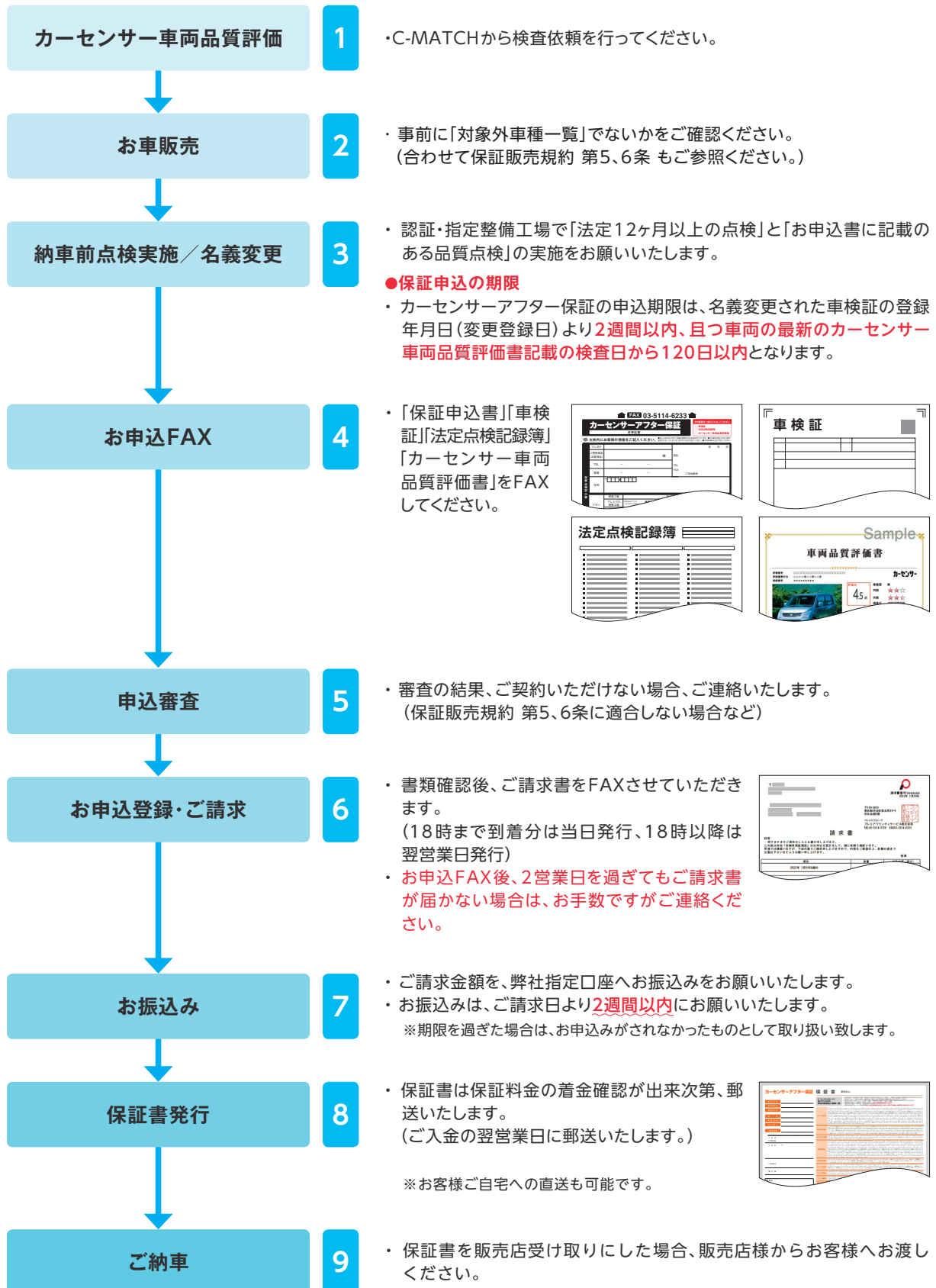
# カーセンサーアフター保証 保証販売規約

販売店様に遵守いただく事項を記載しております  
ご利用にあたって事前に必ずご一読ください

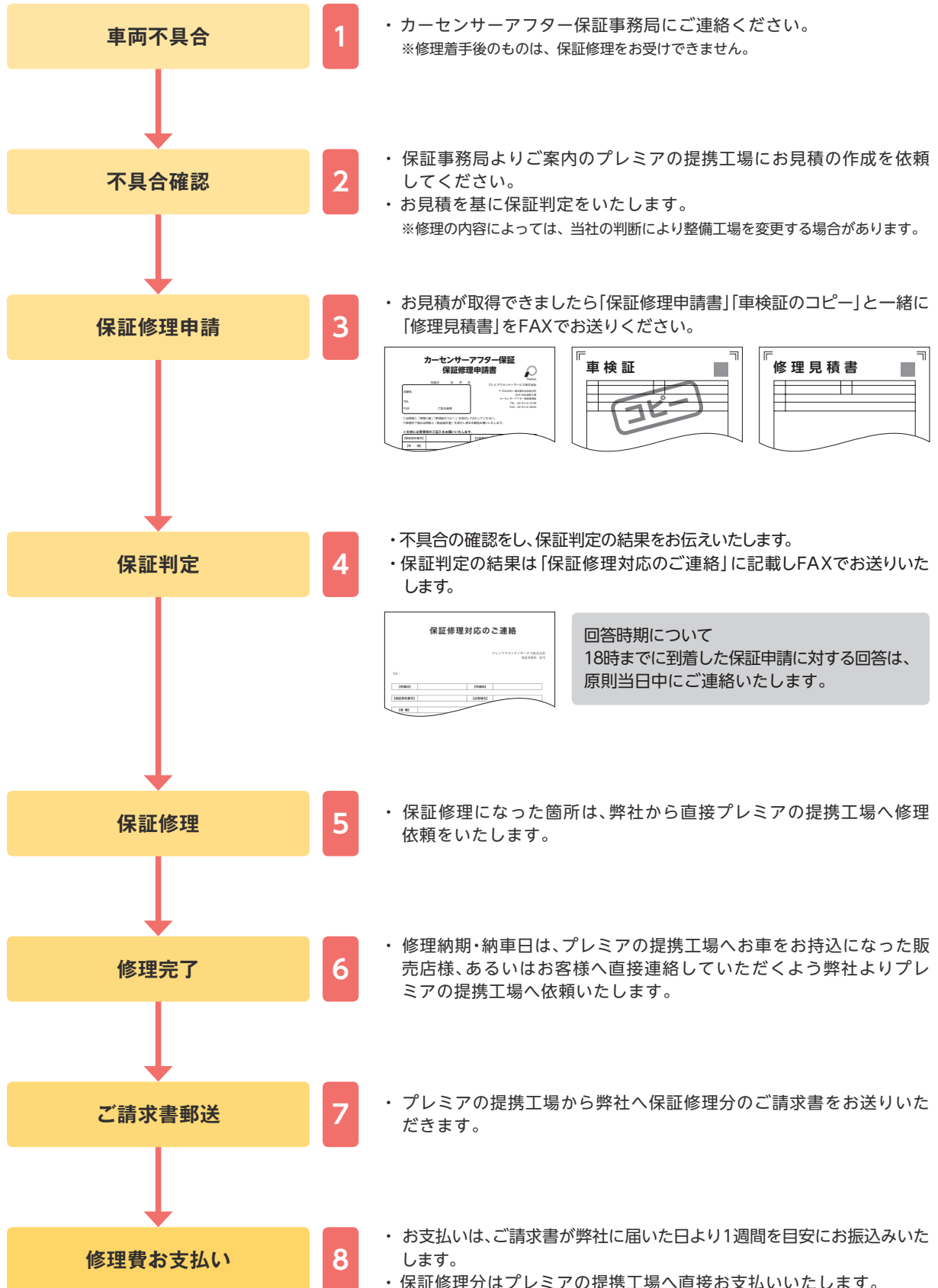


## 1 全体の流れ

# お申込みの方法



## 保証修理の申請方法



# 保証対象部品一覧表

## ○ 動力伝達機構

MT/AT/CVT内部ギヤ	クラッチペダル	TRC (VSC) コントロールユニット
トルクコンバータ	クラッチリリースフォーク	車速センサー
トランスファ内部ギヤ	クラッチリリースベアリング	シフトセンサー
ディファレンシャル内部ギヤ	クラッチマスターシリンダー	オイルポンプ
コントロールバルブ	クラッチリリースシリンダー	ギヤセレクタースイッチ
ソレノイドバルブ	電磁クラッチ	各シール (ドレン除く)
バルブボディ	クラッチアクチュエーター	各ガスケット (ドレン除く)
ビスカスカップリング	シフトアクチュエーター	各パッキン (ドレン除く)
インヒビタースイッチ	シフトフォーク/ケーブル	各Oリング (ドレン除く)
AT/CVTコントロールユニット	ミッションマウント	
プロペラシャフト	ディファレンシャルキャリアマウント	
プロペラシャフトセンターベアリング	トランスファーマウント	
ドライブシャフト	シフトレバー	
ドライブシャフトブーツ	ATオイルクーラー	
トランスアクスル	ATオイルクーラーホース	
クラッチオペレーティングシリンダー	リバーススイッチ	
クラッチカバー	クラッチスイッチ	
クラッチディスク	ニュートラルスイッチ	
クラッチワイヤー	ドロップングレジスター	

## ○ ステアリング機構

ステアリングギヤボックス
パワーステアリングポンプ
パワーステアリングモーター
パワーステアリングホース
パワーステアリングパイプ
パワーステアリングコントロールユニット
ステアリングホイール
ステアリングコラム / コラムシャフト
タイロッドエンド
タイロッドエンドブーツ
ラックエンド
ラックエンドブーツ
舵角センサー
各ブッシュ
ステアリングポジションセンサー
チルトモーター
テレスコピックモーター
アイドラーム
ピットマンアーム

## ○ エンジン機構

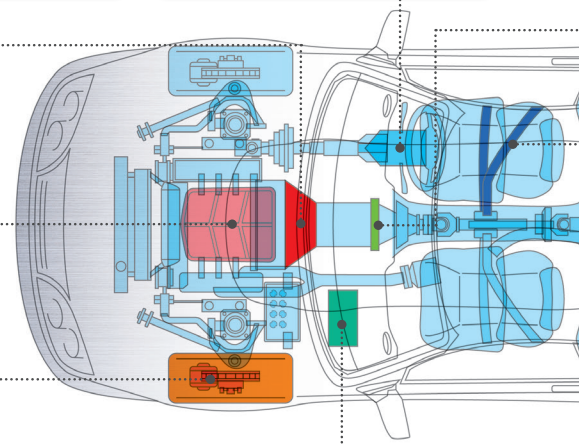
ロッカーカバー (シリンダーヘッドカバー)	ロールオーバーバルブ
シリンダーヘッド	カムシャフト
コンロッド	バランスシャフト
ピストン	オイルパン
クランクシャフト	PCVバルブ
インレットバルブ	電動ファンモーター
エキゾーストバルブ	冷却ファンコントロールユニット
シリンダーブロック	オイルストレーナー
スロットルボディ	コンデンサーモーター
インジェクター	タイミングベルト / チェーン
ウォーターポンプ	デنشヨナー
ラジエター	シリンダーヘッドガスケット
ラジエターキャップ	インタークーラー
ラジエターホース	スーパーチャージャー
ラジエターリザーバータンク	ターボチャージャー
スターターモーター	触媒コンバータ
オルタネーター	DPF
オイルポンプ	エキゾーストマニホールド / バイブ
インジェクションポンプ	マフラー
グロープラグ	エンジンマウント
コモンレール	サーモスタット
各ブリーリー	イグナイタ
ファンカップリング	フューエルタンク
オイルプレッシャースイッチ	スロットルワイヤー / モーター
O <sub>2</sub> センサー	フロントカバー
A/F (LAF) センサー	EGRバルブ
エアフロメーター	2次エアバルブ
水温センサー	2次エアポンプ
ノックセンサー	ウエストゲートバルブ
クランク角センサー	スワールコントロールバルブ
エアレギュレーター	トーションダルダンパー (マサダンパー)
油温センサー	バルブタイミングコントロールギヤ (VVT)
スロットルセンサー	バルブタイミングコントロールモーター
バキュームセンサー	OCV / 油圧コントロールバルブ
吸気圧センサー	アクセルペダル
排気温度センサー	各シール (ドレン除く)
AACバルブ (ISCV/RACV)	各ガスケット (ドレン除く)
ディストリビュータ	各パッキン (ドレン除く)
ダイレクトイグニッションコイル	各Oリング (ドレン除く)
プラグコード (ハイテンションコード)	ブッシュロッド
エンジンコンピュータ (ECU)	ロッカーアーム
フューエルポンプ/ゲージ	オイルタペット
フューエルエバポレーター	噴射ノズル / ホルダー
フューエルホース	オイルクーラー
フューエルパイプ	オイルクーラーホース
フライホイール (ドライブプレート)	キャニスタ
フューエルプレッシャーレギュレーター	キャブレター
	イグニッションスイッチ
	エアインテークレゾネーター
	インテークマニホールド

## ○ ブレーキ機構

ブレーキマスターシリンダー
ブレーキブースター
バキュームポンプ
ABSコントロール
ABSモジュレータユニット (ABSアクチュエータ)
ディスクキャリパーシールキット
パーキングブレーキレバー
パーキングブレーキペダル
パーキングブレーキスイッチ
パーキングブレーキモーター
パーキングブレーキコントロールユニット
ホイールシリンダーインナーキット
プロポーシヨニングバルブ
ブレーキホース / バイブ
ブレーキペダル
ホイールセンサー
ストップランプスイッチ (ブレーキスイッチ)
ブレーキ圧センサー

## ○ エアコン機構

コンプレッサー
コンデンサ
エバポレーター
エキパンションバルブ
レシーバタンク
マグネットクラッチ / スイッチ
クーリングユニット
ヒーターコア
プロアファンモーター
ヒーターレジスター
ヒーターホース
ヒーターコック
インテークドアアクチュエーター
エアミックスアクチュエーター
モードドアアクチュエーター
ガスセンサー
外気温センサー
内気温センサー
日射センサー
冷媒圧力センサー
サーモアンブ
ヒーターウォーターバルブ
高圧ホースバイブ
低圧ホースバイブ
エアコンコントロールユニット (ディスプレイ除く)
ヒーターソレノイドバルブ
ヒーターコントロールワイヤー
エアコンファンスイッチ
プロアスイッチ (レジスター)
Oリング



※半年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み30万円までとなります。 ※輸入車1年間、2年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み80万円までとなります。 ※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、当社の事前承認が必要となります。 ※保証修理の適用となる部品は、新車製造時から装着される純正部品のみとなります。 ※保証対象部品であっても、特別規約第8条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

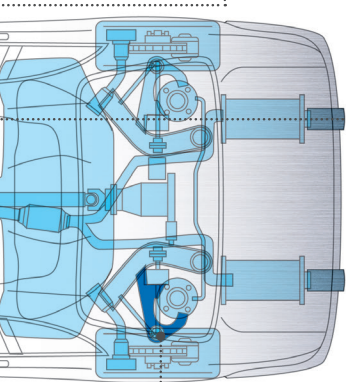
## 電装装備品

ワイパーモーター  
ワイパーアンプ  
ワイパースイッチ  
ワイパーコントロールユニット  
ウォッシュャーモーター  
ウォッシュャースイッチ  
ウォッシュャーレベライザー  
ヘッドライトウォッシュャーモーター  
パワーウィンドウモーター  
パワーウィンドウレギュレータ  
パワーウィンドウモーターアンプ  
パワーウィンドウスイッチ  
パワーウィンドウコントロールユニット  
ホーン  
ドアロックアクチュエーター  
ドアロックコントロールユニット  
ドアロックスイッチ  
フューエルフィルター/リッドロックアクチュエータ  
オートスライドドアモーター  
オートスライドドアコントロールユニット

オートスライドドアセンサー  
オートスライドドアレギュレータ  
オートスライドドアスイッチ  
パワーテールゲートモーター  
パワーテールゲートスイッチ  
テールゲートオートクロージャ  
サンルーフスイッチ  
サンルーフモーター  
キーレスレシーバ  
トランスミッター  
スマートキー  
キーレスコントロールユニット  
スマートキー/カードキーアンテナ  
リクエストスイッチ/ノブタッチセンサー  
イモビライザー  
ドアミラーモーター  
ドアミラースイッチ  
ヒートिंगミラー  
パワーシートモーター  
パワーシートコントロールユニット

パワーシートスイッチ  
純正オーディオ  
純正ナビゲーション  
純正スピーカー  
純正テレビチューナー  
純正フリップダウンモニター  
純正ウーファーアンプ  
純正サラウンドシステム  
純正ETC  
GPSアンテナ  
ラジオアンテナ  
TVアンテナ  
バックカメラ  
サイドカメラ  
ア라운드ビューカメラ  
マルチディスプレイ  
インフォメーションディスプレイ  
ライトスイッチ  
HID/LEDヘッドライトバーナー  
HID/LEDヘッドライトインバーター

HID/LEDヘッドライトコンバーター  
HID/LEDヘッドライトコントロールユニット  
オートライトセンサー  
LEDテールランプ (発光部の不具合)  
LED/ハイマウントストップランプ  
(発光部の不具合)  
キーセンサー  
マップライトユニット  
マップライトスイッチ  
カーテシスイッチ  
ステアリングスイッチ  
ハザードスイッチ  
クルーズコントロールユニット  
クルーズコントロールスイッチ  
フロント/コーナー/リヤパーセンサ  
ジャンクションブロック (BCM)  
セキュリティー  
レインセンサー  
各リレー



## 乗員保護機構

シートベルト  
シートベルトバックル  
シートベルトプリテンショナー  
SRSエアバッグコントロールユニット  
エアバッグセンサー  
スパイラルケーブル  
SRSエアバッグモジュール  
Gセンサー  
着座センサー  
ボンネットエアバッグ  
ヨーレートセンサー

## 電装先進機構

アダプティブヘッドライトコントロールユニット (AFS・ACL)  
アダプティブヘッドライトアクチュエータ (AFS・ACL)  
自動ブレーキコントロールユニット  
自動ブレーキ警報機  
レーンキープコントロールユニット  
レーンキープ警報機  
車間計測機 (ミリ波 / 赤外線レーザー、ステレオカメラ)  
レーンキープ計測機  
(ミリ波 / 赤外線レーザー、ステレオカメラ)  
パーキングサポートコントロールユニット  
ハイビームサポートシステムセンサ/アクチュエータ  
(点灯 / 切替 / 調光)

## アクスル機構

ショックアブソーバー  
サスペンションスプリング  
サスペンションマウント  
サスペンションスプリングシート  
サスペンションアーム  
トーションバー  
スタビライザー  
スタビライザーリンク  
テンションロッド  
ナックル

ボールジョイント  
アッパーベアリング  
アクスルシャフト  
ハブ  
ハブハウジング  
ハブシール  
ハブベアリング  
電子制御サスペンション  
(エア / アクティブサスペンション)  
サスペンションアクチュエーター

エアサスペンションコンプレッサ/ポンプ  
ハイトコントロールセンサー  
電子制御サスペンション ECU  
各ブッシュ

## ハイブリッド機構

ハイブリッドトランスアクスル  
スタータジェネレータ  
ウォーターポンプ  
ラジエータ  
駆動用モーター  
回生ブレーキ  
インバータ  
コントロール ECU  
バッテリー ECU  
コンバータ

ハイブリッドバッテリー  
アンペアセンサー  
ボルテージセンサー  
水温センサー  
パワー ECU  
インプットダンパー  
キャパシタ

## 緊急ロードサービス

24時間対応、365日受付のロードサービスが受けられます。

すべての  
プランに  
ついてます

365日  
OK!

24時間  
OK!



レッカー牽引  
50kmまで無料。



キー閉じこみ  
セキュリティ付き等の  
特殊作業は実費になります。



ガス欠  
ガソリン代は  
実費になります。



バッテリー上がり  
ジャンピング作業  
バッテリー充電は  
実費になります。



パンク時のタイヤ交換  
チェーン装着は  
サービスに含まれません。



脱輪作業  
1メートル以内の脱輪。

※現場での応急処置が30分を超える作業の場合は、別途実費料金での精算となります。

### 3 ご注意事項

## ご利用に際しての主なご注意事項

1

保証の契約成立以前もしくは引き渡し日に発生又は認知されていた不具合は**当社免責**となります。

\*当社が、販売店からの保証料金の着金を確認した時点をもって保証の契約成立とします。

2

修理後の保証申請は、**お支払い出来ません**。

\*保証修理の際は、必ず当社に事前のご連絡をお願いします。

3

修理時には、**リサイクル、リビルト部品**を使用します。

\*部品は原則当社より支給いたします。

4

**見積費用、代車費、レンタカー費用等はお支払い出来ません**。

\*修理に要する部品代・工賃以外の費用は保証されません。(故障診断料、廃棄費用等も適用外)

5

ご利用には**ご契約**、修理には**認証・指定工場資格**が必要です。

\*基本的にプレミア提携工場での修理となります。自社工場で修理される場合はプレミアの提携工場へのご加盟をお願いいたします。

6

お客様への**販売価格は、お客様料金表**をご覧ください。

\*料金表は「お客様へのご提示用(カスタマー料金)」と「販売店様用」の2種類ございますのでご注意ください。

7

**1回の修理における上限金額の設定**があります。

\*特別規約第5条をご確認ください。

## 保証の適用とならない主な事例・部品(代表例)

※詳しくは、販売規約もご確認ください。

適用とならない、主な不具合の事例(※代表例)	項目	適用とならない主な部品(※代表例)
<p>■<b>経年劣化、見た目(外観上)の問題</b></p> <p>錆(サビ)、浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等</p> <p>例1) ドライブシャフトブーツがひび割れている</p> <p>例2) マフラーが錆で腐食</p>	<p><b>社外部品の類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産時に装着されていない全ての<b>社外部品</b>(オーディオ、ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCに限りディーラーオプション品も純正部品扱いとして適用)</li> </ul>
<p>■<b>外傷が原因による故障</b></p> <p>例3) 下廻りをぶつけて、触媒内部が破損</p> <p>例4) ドアミラーが格納しないが、ぶつけた形跡がある</p>	<p><b>消耗品の類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンオイル、冷却水等の<b>消耗油脂類</b></li> <li>・タイヤ、ホイール</li> <li>・<b>バッテリー</b></li> <li>・オイルフィルター、エアクリナー等の<b>フィルター類</b></li> <li>・<b>ブレーキパッド、ライニング、ローター、ドラム等</b></li> <li>・<b>スパークプラグ等</b></li> <li>・ファンベルト、パワステベルト等の<b>補機ベルト類</b>(タイミングベルトはメーカー指定定期交換内の不具合であれば適用)</li> <li>・ワイパーゴム、ブレード、アーム等</li> <li>・キーレスキーの電池等</li> <li>・ヘッドライト、電球、バルブ等</li> </ul>
<p>■<b>症状がまれにしか起きない、工場入庫時に確認できない</b></p> <p>例5) エンストしたことがあったが原因不明</p>	<p><b>配線の類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>配線、カプラー、ヒューズ等</b></li> </ul>
<p>■<b>外観上のみの問題で走行には支障がない異音、オイル漏れ、車高が低い等</b></p> <p>例6) ダンパーから継続検査上(車検)問題のない程度のオイルの にじみ・漏れがある</p> <p>例7) P/VVはスムーズに動くが、ギアといった音がする</p>	<p><b>内装部品の類</b></p> <p>(機械的な作動部品でないため、また故障の要因が操作上のミスや、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等</li> <li>・ベンチレーテッドグリル(エアコンの<b>噴出し口</b>)等</li> <li>・<b>ウェザーstripp、ガラスランラバー、サンルーフウェザーstripp等のゴムシール類</b></li> <li>・スライドドアレール、スライドドアローラー等</li> <li>・インナーハンドル、ノブ等</li> <li>・シート、シートレール等</li> <li>・インストルメントパネル、メーターパネル等の<b>内装パネル類</b></li> <li>・グローブボックス、ドア内張り、ポケット等の<b>内装パネル類</b></li> </ul>
<p>■<b>部品が対象でない</b></p> <p><b>保証部品一覧に記載のない部品(パンフレット、販売規約に記載)</b></p> <p>例8) ヘッドライトレンズが曇る</p> <p>例9) 社外のオーディオから音がでない</p>	<p><b>外装部品の類</b></p> <p>(機械的な作動部品でないため、また故障の要因が接触や外的要因、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス、サンルーフガラス等の<b>ガラス類</b></li> <li>・バンパー、ボンネット、フェンダー等の<b>外板パネル類</b></li> <li>・<b>ヘッドライトレンズ、テールレンズ等のレンズ類</b></li> <li>・<b>パワーウィンドモール、ドアモール等のモール類</b></li> <li>・アウターハンドル等</li> <li>・キーシリンダー等の<b>シリンダー類</b>(イグニッションスイッチは適用)</li> <li>・ドアヒンジ、ドアリンク等</li> <li>・<b>バックドアダンパー、ボンネットダンパー等</b></li> <li>・ドアミラーガラス、ワイパーアーム等</li> </ul>
<p>■<b>調整や点検等、部品交換を伴わないもの</b></p> <p>例11) タイヤが片減りする、アライメント調整</p>	<p>※その他、保証一覧に記載のない部品</p>	
<p>■<b>修理以外の費用</b></p> <p>点検診断料、見積費用、診断機使用料、レッカー費用、営業損失、代車費用、廃棄物料等</p>		
<p>■<b>予防整備の類</b></p> <p>例12) ショックアブソーバが1本壊れ、他の正常な3本も同時に交換</p> <p>例13) 原因の部品が断定できないため、関連する部品を全て交換</p>		





## 保証販売規約（※販売店様に遵守いただく事項）

当販売規約は、プレミアムワランティサービス株式会社（以下「当社」という）との間に業務提携契約を締結した車両の販売店（以下「販売店」という）が、当社と共同で提供する、自動車保証制度“カーセンサーアフター保証”（以下「本保証」という）を取り扱う際に遵守すべき事項を定めるものである。販売店は、当販売規約の各条項が契約内容となることに同意する。

### 第1条 本保証の利用権利

販売店は本保証を取り扱うに際し、株式会社リクルートとの間に、有効な利用店舗契約がなされていること、及び当社との間に有効な業務提携契約がなされていることとする。

### 第2条 本保証の取扱いに関して

1. 販売店は、本保証を取り扱うに際し、当販売規約、及び、別途定めるカーセンサーアフター保証特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容理解に努め、当社と一体となりその内容を遵守すること。
2. 販売店は、本保証を消費者に販売する際は、別途定めるカーセンサーアフター保証特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容を消費者へ説明し、**同意を得た上で販売を行うこと**とする。
3. 販売店は、保証の申込を取り次いだ場合、当該申込書類を保証の契約期間にわたり保管を行うものとし、当社が求めた場合には何時でも呈示するものとする。
4. 当社は、販売店が第1項、及び第2項に違反していると認めた場合、**販売店の同意を得ずとも本保証の提供を何時でも取り止めることができるものとする。**

### 第3条 本保証の当社免責期間、保証適用範囲

1. 以下の事項に該当する期間の不具合は当社の免責事項とする。
  - (1) 自動車の製造会社（以下「自動車メーカー」という）により保証提供がなされている期間に発生、認知された不具合
  - (2) 第4条2項における、当社と契約者間との契約締結の効力が発生以前に認知されていた不具合
  - (3) 車両の消費者への**引き渡し段階において既に発生、又は認知されていた不具合**
2. 消費者より申告があった不具合が、前項に係る当社の免責期間中に発生、認知された場合、販売店はカーセンサーアフター保証特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容に従い、保証適用の義務を負うものとする。**（販売店にて修理費を負担し、保証修理を行わなければならない。）**
3. 本保証の保証適用範囲はカーセンサーアフター保証特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容に従うものとする。

### 第4条 本保証の開始日、効力、送金手続き

1. 本保証の効力は、当社が販売店から保証料金の着金を確認した時点で発生するものとする。
2. 本保証の開始日は、使用者へ名義変更された、車検証記載の登録年月日（変更登録日）を起算日とする。また、本契約は、本保証の開始日に成立するものとする。
3. 本保証は、一般の消費者へ車両を販売する際にのみ申込ができるものとする。
4. 販売店は使用者への**名義変更日（変更登録日）より2週間以内**に当社に申込みに必要な手続きを行う必要があるものとし、申込の期限を過ぎた場合は本保証の申込はできないものとする。
5. 契約内容を記した保証書の発行は、販売店が当社に保証料の支払いを行った後に行われるものとし、その支払いの期限は、**当社が請求書を送付した日より2週間以内**とする。尚、その際の銀行振り込みによる送金（振込）手数料は販売店の負担とする。
6. 支払いの期限を過ぎた場合は、申込自体が行われなかったものとみなし、申込書類は当社にて破棄するものとする。

### 第5条 本保証の申込条件（納車前点検）

1. 販売店は消費者との間に車両に関する売買契約、又は注文を受領した日から、車両を消費者へ引き渡す日までの間に、**「法定12ヵ月点検」、又は「法定24ヵ月点検」、及び当社が別途、所定の書面にて指定する装備品の作動点検を実施**するものとする。
2. 販売店は前項に定める点検の際に、本保証の適用範囲に係る不具合が発生していた場合、然るべき処置、修理を行い、**消費者へ車両を引き渡す際に本保証に係る不具合が確認されない状況とする義務がある**ものとする。

### 第6条 本保証の申込条件（適合車両／契約者）

本保証の申込は、下記の条件を全て満たす場合のみ有効とする。

- (1) カーセンサー車両品質評価書付車両であること。
- (2) カーセンサー車両品質評価書の検査日から、120日以内、かつ評価書に記載の走行距離からの増加走行距離が1,000km走行以下の車両であること。
- (3) 別紙、対象外車種一覧に該当する車両ではないこと。（別紙：C-MATCH上のリンク先に掲載。）
- (4) 【国産車両】国産メーカーが製造、及び国内正規新車販売特約店（新車ディーラー）を通じ販売された車両であること。またその場合、年式は13年経過未満（155ヵ月経過以下、年式の算出は車検証記載の初年度登録年月とカーセンサー



車両品質評価書記載の検査日との比較で行う)、且つ車両の累積での走行距離が130,000km以下(カーセンサー車両品質評価書記載の走行距離とする)であること。

- (5) 【正規輸入車両】海外メーカーが製造、及び国内正規新車販売特约店(新車ディーラー)を通じ販売された車両であること。またその場合、年式は13年経過未満(155ヵ月経過以下、年式の算出は車検証記載の初年度登録年月とカーセンサー車両品質評価書記載の検査日との比較で行う)、且つ車両の累積での走行距離が70,000km以下(カーセンサー車両品質評価書記載の走行距離とする)であること。
- (6) 並行輸入、逆輸入の類(排ガス指定型式、型式指定番号、類別区分番号等の登録が無いもの)の車両でないこと。
- (7) 原動機の燃料形式がガソリン、ディーゼル、ハイブリッド、プラグインハイブリッドであること。(天然ガス、LPG、電気自動車等は不可。)
- (8) 第8条に定める**改造車両ではないこと**。
- (9) 車両の使用用途が、**個人が日常レジャー、又は通勤目的で利用する車両であること**。(業務で使用するもののある車両、リース車両、8ナンバー車両等は不可。旧オーナーの業務使用歴等は可。)
- (10) 契約者が販売店の従業員、あるいは代表者、および代表者と2親等以内の親族関係ではないこと。
- (11) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、又はその他前項事項に準ずるものではないこと。
- (12) その他、当社が個別に判断した特殊な車種や事案に該当する車両。

## 第7条 保証料金の算出基準

保証料金の算出基準は以下の通りとする。

- (1) 当社から販売店への保証料請求額は、別途定めるカーセンサーアフター保証提供料金一覧表(販売店様用)に基づき試算する。
- (2) 経過年月数は、車両の初年度登録年月から、カーセンサー車両品質評価書記載の「検査日」までの経過年月数を適用する。
- (3) 走行距離は、カーセンサー車両品質評価書記載の走行距離を適用する。(メーターの交換歴がある車両の場合は、交換前の走行距離を足した総走行距離にて計算を行う。)
- (4) 販売店の申込成立件数が、当社が定める算出期間において一定の件数を越えた場合、以降の申込成立分における保証料請求額を減算し請求することができるものとする。但し、販売店が販売規約の内容を遵守していない恐れが認められる場合等、当社が認めない場合にはこの限りではない。算出期間、減算の適用時期は以下の通りの組み合わせとし、これ以外での算出、減算は行わない。減算を行う場合、減算の割合は以下の通りとする。(税抜き)
  - (ア) 算出期間における申込成立件数が60件以上である場合、保証料請求額から10%減算。  
(例：60,000円の保証料請求額であった場合、54,000円での請求とする。)
  - (イ) 算出期間における申込成立件数が150件以上である場合、保証料請求額から20%減算  
(例：60,000円の保証料請求額であった場合、48,000円での請求とする。)尚、申込成立件数が前項の基準に満たなくなった場合は、翌月の契約成立分からの減算は行わず通常の請求額とする。また、当社と業務提携契約を締結する法人が複数の販売店を有する場合は、業務提携契約書を締結している法人単位で合算した申込成立件数を用いることができるものとする。
- (5) 保証料請求額は、保証修理申請損害率(累積申請総額を累計保証料で除する)が150%を越えた場合、以降の申込成立分における保証料請求額を加算し請求するものとする。その際の保証料請求額は、別途提示される「イエローカード該当加盟店様向け提供料金一覧表」の保証料が適用されるものとする。但し累積申込件数が10件を下回る場合にはこの限りではない。尚、判定日は3月15日、6月15日、9月15日、12月15日の年4回とし、当社と業務提携契約書を締結する法人が複数の販売店を有する場合は、店舗単位の保証修理申請損害率とする。

## 第8条 改造車両の取扱い

本条各号の「改造車両」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

- (1) 燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプーリー・コンピューター・ロールオーバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。
- (2) ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。
- (3) 違法な改造が施された車両。
- (4) 車検証登録型式上に「改」表記がある車両。

## 第9条 保証修理の申請(保証適用申請)

1. 保証修理の適用可否判断は当社が行うものとする。
2. 販売店は、契約車両の保証適用申請を行う際、不具合に係る修理費用の見積明細書、及び保証修理申請書に必要事項

## 保証販売規約(※販売店様に遵守いただく事項)

を記したうえ、当社にFAXにて事前申請を行うものとする。

3. カーセンサー車両品質評価時において、特記事項にて指摘された不具合事項を保証修理にて申請を行う場合、販売店は納車前に然るべき修理処置を取ったことが証跡できる、修理明細、整備記録簿等の提出を必要とする。尚、証跡書類の提出が無い場合、特記事項に関わる故障事項に関しての修理対応は販売者責任として販売店にて修理費を負担し、保証修理を実施しなければならない。
4. 販売店は、契約車両の保証適用修理を行う際には、**必ず当社の事前の承認を得る必要がある**ものとし、当社の事前の承認を得ずに修理への着手、部品の手配、整備工場への作業着手指示を行った場合、当社は、本保証に係る一切の費用負担をしないものとする。
5. 当社は、保証修理の適用可否判断の際に、当該不具合箇所の写真、使用部品の型式品番情報、故障診断の手順書、診断結果情報等の提示を求めることがあるものとする。
6. 当社は、保証適用申請の内容に基づき、整備工場や契約者への不具合聞き取り、実地調査等を行うものとする。

### 第10条 保証適用時の不具合修理実施先について

1. 不具合の修理を実施する整備工場の選択は、当社が行うものとし、**当社は、整備工場の変更指示を行うことがある**ものとする。
2. 不具合の修理を実施する整備工場は、運輸局長からの認証、あるいは指定を受けた自動車分解整備事業者に限るものとする。
3. 保証適用の際、本保証以外の保証が適用となる不具合の場合は、本保証以外の保証制度を優先して適用するものとする。(車両の製造者が提供する保証、等)

### 第11条 見積明細書について

不具合の修理を実施しようとする整備工場は、修理や部品手配の着手前に、車台番号又は登録番号、及び修理に係る部品費用、工賃費用、必要工数、レバレート単価が記載された見積明細書を、当社にFAXの手段をもって提出するものとする。

### 第12条 不具合修理時の写真撮影、部品納品書の提出依頼について

1. 不具合修理の内容によって、当社は整備工場に整備中の写真や、部品仕入れ納品書等の証明書類の提出を求めることがあるものとする。
2. 写真や証明書類の提出要請があったにもかかわらず、依頼があった日より1ヵ月以内に提出がない場合、当社は当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。

### 第13条 納品書、請求書について

1. 当社の承認後、不具合の修理を実施した整備工場は、車台番号又は登録番号が記載された納品書、及び請求書を、当社に郵送の手段をもって提出するものとする。
2. 保証適用申請の受付日の属する日の翌月末日までに、納品書、又は請求書の提出が無い場合、当社は当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。
3. 当社からの保証修理費用の支払いは、原則請求書が当社に到着した日から1週間を目安に振込みの手段をもって支払うものとする。尚、その際の振り込み手数料は当社が負担するものとする。

### 第14条 リサイクル部品の使用について

1. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、**必要な部品の供給は当社が行う**ものとする。但し、当社にて手配ができない部品等である場合はこの限りではない。
2. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、当社は新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通される**リサイクル(中古)部品の使用をする**ものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとする。

### 第15条 保証契約の解除について

1. 当社が保証申込の受理後に下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、当社は消費者との間の保証契約を即座に解除することができるものとし、以後の本保証の適用はしないものとする。また当社は本保証料金の返還、その他一切の金銭の支払いは行わないものとする。
  - (1) 契約者、又は販売店が本保証を悪用したと当社が認めたとき。
  - (2) 本保証加入後に第8条各項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
  - (3) 本保証加入後に、契約者が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。
  - (4) 本保証加入後に、契約者が販売店の従業員、あるいは代表者、および代表者と2親等内の親族関係にあったことが発覚した場合。
2. 契約者は前項に定める場合を除き、保証契約を解除することはできないものとする。

#### 第16条 保証料の返金について

本保証の契約に際し、当社が受け取った保証料は理由の如何にかかわらず、返還することはないものとする。

#### 第17条 不正利用時の行使措置について

保証適用申請において、虚偽の申告があった場合や、本保証を悪用したと当社が認めた場合、当社は本条各号に定める措置を行使するものとする。

- (1) 保証適用修理費用の支払い停止。
- (2) 申込の拒否。

#### 第18条 販売規約、提供料金の改定について

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、当販売規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページ又はC-MATCH上のリンク先への掲載において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で販売店に周知した上で、当販売規約を変更することができるものとする。
  - (1) 変更の内容が販売店の一般の利益に適合する場合。
  - (2) 変更の内容が当販売規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページ又はC-MATCH上のリンク先への掲載において公表する方法又は当社から販売店に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により販売店に周知した上で、当販売規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に販売店が当販売規約に基づく取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって当販売規約が変更されるものとする。

#### 第19条 個人情報の取扱いについて

1. 販売店は、保証規約及び当社の開示するプライバシーポリシーに記載する内容を、あらかじめ、契約者に説明し、同意を得た上で当社へ本保証の申込みを行うものとする。なお、プライバシーポリシーは当社のサイトに記載する。  
(<https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/>)
2. 販売店は、当社と販売店とで別途締結した業務提携契約書に記載された販売店の個人情報を当社のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。
  - (1) 共同利用する個人情報  
氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、口座番号等の属性情報、勤務先に関する情報その他契約書等に記載された事項。
  - (2) 共同利用する者の範囲
    - (ア) プレミアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社及び連結子会社の子会社。
    - (イ) プレミアグループ株式会社の連結子会社の子会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載する。  
(<https://www.premium-group.co.jp/privacy/>)
  - (3) 主な利用目的  
販売店へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスの提案や案内、販売店が利用している商品・サービスのアフターサービスおよびグループ特典・優遇の提供、グループ各社および提携会社による各種リスクの把握や与信後の管理および適切な経営管理のため。
  - (4) 当該個人情報の管理について責任を有する者の名称  
プレミア株式会社  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー 電話番号 03-5114-5700
3. 販売店は、当社が当保証制度に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。
4. 販売店は、当社が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社（整備修理工場、ロードサービス事業者、等）に対し、本保証制度に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があるものとする。
5. 契約者からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。  
プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー 電話番号：03-6842-3732

#### 第20条 管轄裁判所について

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは、東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。



# カーセンサーアフター保証 特別規約(お客様への開示約款)

※ご契約者の方へ 事前にご確認いただき、本規約の各条項が契約内容となることをご承知いただいたうえで、お申込みください。

車両の購入者(以下「甲」という)は、自身が車両を購入した会社(以下「乙」という)及びプレミアワランティサービス株式会社(以下「丙」という)が提供する自動車保証制度「カーセンサーアフター保証」(以下「本保証」という)について、次の事項を確認する。

## 第1条(保証を求め得る場合)

1. 本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じた第17条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のある部品が主原因として生じたものであるときは、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。ただし、車両の引渡し以前または引き渡し日に発生、認知されていた不具合、及び乙との契約、約束事項の不履行等に該当する事柄に関しては、甲は、乙に対し、当該不具合の修理や契約履行を求めるものとし、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は、一切の適用責任を負わないものとする。
2. 乙及び丙は、本商品が乙丙相互に協力の上で甲に提供するものであることに鑑み、本商品に基づく債務を連帯して負担するものとする。但し、甲は、丙が乙を代理して、本保証に係る連絡受付業務を行うことを了承し、原則として丙に連絡を行うものとする。

## 第2条(保証実施の流れ)

1. 甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、甲は丙の事前承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は、一切負担しないものとする。  
本保証の適用とならない主な費用例)点検費用、見積費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業損失補填、等
2. 甲が丙に事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、乙又は丙は、かかる金銭の負担も一切しないものとする。

## 第3条(変更の届出)

甲は、保証書の受領後に、保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

## 第4条(保証期間)

保証期間は、甲へ使用者変更をした自動車検査証(以下、「車検証」という)記載の登録年月日(変更登録日)を起算日とし、契約内容に応じた年数が経過する前日をもって終了するものとする。

例)2年間プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2022年4月1日の場合、保証期間は、2024年3月31日まで。

## 第5条(保証の上限金額)

1. 本保証の適用により修理をする際に申請時の車検証記載の初年度登録年月から起算し満7年を経過している場合、1事象に対する不具合の修理費用の上限金額は消費税を含み30万円までとする。
2. 本保証修理の適用となった1事象に対する不具合の修理費用は消費税を含み修理した車両時価額を上限とし、車両時価額を超える部分の本保証の適用はないものとする。尚、その際の車両時価額の算出には、新車時価額本体価格に初年度登録年からの経過満年数を除いた額に、2.5を乗じた額を用いるものとする。  
例)新車時価額本体価格が200万円の車両で、満5年を経過した時点での車両時価額は、200万円÷5年×2.5=100万円。
3. 保証期間内における累積での保証適用上限金額は、半年間プランの場合は消費税を含み30万円までとする。その他のプランで契約の場合、国産車であれば累積での保証適用上限金額はないものとするが、輸入車の場合は累積での保証適用上限金額は消費税を含み80万円までとする。
4. 保証適用上限金額に達した場合、保証契約は満了となり、以後本保証を受ける権利は自動的に消滅するものとする。
5. 保証適用上限金額を超える保証修理費用が発生した場合、超える費用の負担は甲が負うものとし、修理を実施しない場合においても乙または丙は金銭的補填もしないものとする。

## 第6条(属人性)

1. 甲は、本保証契約に基づく契約上の地位及び本保証により保証を受ける権利(以下「受益権」という)を第三者に移転してはならないものとする。
2. 受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには受益権は自動的に消滅するものとする。

## 第7条(身分証明書等の提示)

甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の提示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

## 第8条(本保証適用除外事由)

1. 次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、本保証の適用はないものとする。
  - (1)経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然退色、劣化、腐食、錆、レンズ類の黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等。
  - (2)機能上又は走行に影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。
  - (3)外観上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。
  - (4)運転の仕方に起因する現象、又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…オイル消費が多い、燃費が悪い、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減りやアライメントの狂い調整、車体不安定等。
  - (5)法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過した車両使用時の不具合。
  - (6)工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)。
  - (7)通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
  - (8)日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。
  - (9)改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
2. 次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。
  - (1)第17条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。
  - (2)車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品(社外部品、純正流用品部等)。
  - (3)コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
  - (4)改造部品、及びその改造部品に関わる機構すべて。
3. 次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
  - (1)法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。
  - (2)点検整備の不備又は間違い。
  - (3)点検作業中又は整備作業中の過失。
  - (4)車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施。
  - (5)車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。
  - (6)車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。
  - (7)レース、ラリー等の競技に車両を用いたこと。
  - (8)林道等の悪路にて車両を常用したこと。
  - (9)乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。
  - (10)いたずら、盗難等。
  - (11)地震、台風、水害等の天災。
  - (12)飛行機部品等の落下物による損傷。
  - (13)車両の製造会社が指定する油類類、部品以外の使用。
  - (14)煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
  - (15)車両の修復(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
  - (16)衝突や接触による損傷又は事故(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
  - (17)使用者の故意、又は過失によるもの。
  - (18)業務の用に車両を使用したこと。
4. 法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されている定期点検整備が実施されていないときには、本保証は適用されないものとする。

## 第9条(本保証契約の解除)

1. 丙が下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、乙丙は甲との間の本保証契約を即座に解除することができるものとし、本保証の適用は一切ないものとする。また乙丙は、いかなる事由であっても本保証の途中解約に伴う保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。
  - (1)甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
  - (2)本保証加入後に第10条2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
  - (3)本保証加入後に、甲が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。
  - (4)本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、および代表者と2親等以内の親族関係にあったことが発覚した場合。
  - (5)本保証の甲が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。
  - (6)甲が第6条第1項に反して受益権を第三者に移転した場合、その他甲が本規約に違反した場合。
2. 甲は前項に定める場合を除き、保証契約を解除することはできないものとする。

## 第10条(改造車両)

1. 甲は、本条第2項に定義する「改造車両」に該当する車両の保証申込みはできないものとする。
2. 改造車両の定義は、以下のいずれかに当たる車両とする。
  - (1)燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパージャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプリー・コンピュータ・ローレルバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。
  - (2)ハイドロリクスサスペンション・ハイローフ・ボディリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。
  - (3)違法な改造が施された車両。
  - (4)車検証上の型式欄に「改」表記、備考欄に構造変更歴がある車両(福祉車両を除く)。

## 第11条(保証適用の判定と範囲)

1. 保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた第17条「保証対象部品一覧表」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。
2. 不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第17条「保証対象部品一覧表」に記載された部品があるときといえども、主原因の部品が契約内容に応じた「保証対象部品一覧」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象部品一覧」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。
3. 保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。
4. 不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はないものとし、保証の適用範囲は不具合が発生しているとして断定される部品のみの適用とする。  
例)1箇所ショックアブソーバーより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他3本の同時交換が整備工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は保証の適用外となる。

## 第12条(部品の交換)

1. 本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに乙及び丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品の使用ができるものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることがあるものとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものを使用することとする。
2. 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。
3. 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、乙及び丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。
4. 本保証の適用により部品の交換を行った場合、故障部品については丙により回収をすることができるものとする。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。

第13条(本規約の変更)

- 乙及び丙は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙のホームページにおいて公表するほか、必要があるときはその他相当な方法で甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。
  - (1)変更の内容が甲の一般の利益に適合する場合。
  - (2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。
- 乙及び丙は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙のホームページにおいて公表する方法又は乙若しくは丙から甲に通知する方法(必要があるときはその他相当な方法を含む)により甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に甲が本保証の適用により車両不具合の修理を求めることにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

第14条(個人情報の取扱いについて)

- 1.乙は、保証規約及び丙の開示するプライバシーポリシーに記載する内容を、あらかじめ、甲に説明し、同意を得た上で丙へ本保証の申込みを行うものとする。なお、プライバシーポリシーは丙のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/)
- 2.乙は、甲の個人情報を丙のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。
  - (1)共同利用する個人情報
    - (ア)所定の申込書に甲等に記載した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他保証書に記載された事項等の甲の属性情報。
    - (イ)本契約に関する申込日、商品名、対象車両の車種、車台番号、登録年月日、走行距離、その他自動車検査等に記載される情報等の車両情報。
  - (2)共同利用する者の範囲
    - (ア)プレミアアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社及び連結子会社の子会社。
    - (イ)プレミアアグループ株式会社の連結子会社の会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/privacy/)
  - (3)主な利用目的
    - (ア)本保証契約に付随、関連する業務の運営及び管理。
    - (イ)サービスの向上を目的としたデータの集計と統計的データの把握。
    - (ウ)甲等からの問合せ事項、要望事項への回答等。
    - (エ)新商品ののお知らせ、関連するアフターサービス、宣伝物及び印刷物の送付、営業案内等。
- 3.乙は、丙が当保証制度に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容及び開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。
- 4.乙は、丙が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場、ロードサービス事業者、等)に対し、本保証制度に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があるものとする。
- 5.甲からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。  
プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー 電話番号:03-6842-3732

第15条(反社会的勢力の排除)

- 1.甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はテロリスト等(疑いがある場合を含む)、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を及ぼす目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1)暴力的な要求行為。
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて丙の信用を毀損し、又は丙の業務を妨害する行為。
  - (5)その他前各号に準ずる行為。
- 3.甲が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、丙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、丙から請求があり次第、丙に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。また、この場合、丙は、催告その他何らの手続を要することなく、甲との契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、甲及び丙は、契約の解除に起因し又は関連して甲に損害等が生じた場合であっても、丙が何ら責任を負うものではないことを確認する。

第16条(管轄裁判所)

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第17条(保証対象部品一覧表)

- ※本保証の対象となる部品は、下表記載のとおりとする。
- ※保証の適用により修理をする際に申請時の年式が満7年を経過している場合、一回修理上限金額は消費税を含み30万円までとなります。
- ※半年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み30万円までとなります。
- ※輸入車1年間、2年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み80万円までとなります。
- ※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、当社の事前承認が必要となります。
- ※保証修理の適用となる部品は、新車製造時から装着される純正部品のみとなります。
- ※保証対象部品であっても、本特別規約第8条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

エンジン機構	ロッカーカバー(シリンダーヘッドカバー)、シリンダーヘッド、コンロッド、ピストン、クランクシャフト、インレットバルブ、エキゾーストバルブ、シリンダーブロック、スロットルボディ、インジェクター、ウォーターポンプ、ラジエーター、ラジエーターキャップ、ラジエーターホース、ラジエーターリザーバータンク、スターターモーター、オルタネーター、オイルポンプ、インジェクションポンプ、クローブリック、コモンレール、各ブリーディング、ファンクラッチ、オイルプレッシャースイッチ、O <sub>2</sub> センサー、A/F(LA/F)センサー、エアフローメーター、水温センサー、ノックセンサー、クランク角センサー、エアレギュレーター、エアレギュレーター、スロットルセンサー、パキュームセンサー、吸気圧センサー、排気温度センサー、AAC/バルブ(SCV/RACV)、デスティリベーター、ダイレクトイグニッションコイル、プラグコード(ハイテンションコード)、エンジンコンピュータ(ECU)、フューエルポンプ/ゲージ、フューエルバルブ、フューエルホース、フューエルフィルター、フューエルフィルター(ドライブブレート)、フューエルプレッシャーレギュレーター、ローラーオーバーバルブ、カムシャフト、ピストンシャフト、オイルパン、PCV/VLP、電動ファンモーター、冷却ファンコントロールユニット、オイルストレーナー、コンデンサーモーター、タイミングベルトチェーン、テンションショナー、シリンダーヘッドガスケット、インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、触媒コンバーター、DPF、エキゾーストマニホールド/パイプ、マフラー、エンジンマウント、サーモスタット、イグナイター、フューエルタンク、スロットルワイヤーモーター、フロートカバー、EGR/VLP、2次エア/VLP、2次エア/VLP、ウエストゲートバルブ、スワールコントロールバルブ、トーションナルダンパー(マスタック)、VLP/VLP、VLP/VLPコントロールローギヤ(VVT)、VLP/VLPタイミングコントロールモーター、OCV/油圧コントロールバルブ、アクセルバルブ、各シールド(ドレン除く)、各ガスケット(ドレン除く)、各パッキン(ドレン除く)、各Oリング(ドレン除く)、プッシュロッド、ロッカーアーム、オイルタペット、噴射ノズル/ホルダー、オイルクーラー、オイルクーラーホース、キャニスター、キャブレター、イグニッションスイッチ、エアインテークリネーター、インテークマニホールド
動力伝達機構	MT/AT/CVT内部ギヤ、トルクコンバーター、トランスファ内部ギヤ、ディファレンシャル内部ギヤ、コントロールバルブ、ソレノイドバルブ、バルブボディ、ピスカスカップリング、インヒビタースイッチ、AT/CVTコントロールユニット、プロペラシャフト、プロペラシャフトセンターベアリング、ドライブシャフト、ドライブシャフトブーツ、トランスアクスル、クラッチオペレーティングシリンダー、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチワイヤー、クラッチペダル、クラッチリリースフォーク、クラッチリリースベアリング、クラッチマスターシリンダー、クラッチリリースシリンダー、電磁クラッチ、クラッチアクチュエーター、シフトアクチュエーター、シフトフォーク/ケーブル、ミッションマウント、ディファレンシャルキャリアマウント、トランスファーマウント、シフトレバー、ATオイルクーラー、ATオイルクーラーホース、リパーススイッチ、クラッチスイッチ、ニュートラルスイッチ、ドロップレグスタター、TR(CVSC)コントロールユニット、車速センサー、シフトセンサー、オイルポンプ、ギヤセレクタースイッチ、各シールド(ドレン除く)、各ガスケット(ドレン除く)、各パッキン(ドレン除く)、各Oリング(ドレン除く)
ステアリング機構	ステアリングギヤボックス、パワーステアリングポンプ、パワーステアリングモーター、パワーステアリングホース、パワーステアリングパイプ、パワーステアリングコントロールユニット、ステアリングホイール、ステアリングコラムシフト、タイロッドエンド、タイロッドエンドブーツ、ラックエンド、ラックエンドブーツ、舵角センサー、各ブッシュ、ステアリングポジションセンサー、チルトモーター、テレスコピックモーター、アイドラアーム、ピットマンアーム
電装装備品	ワイパーモーター、ワイパーアンブ、ワイパースイッチ、ワイパーコントロールユニット、ウォッシャーモーター、ウォッシャースイッチ、ウォッシャーレベライザー、ヘッドライトウォッシャーモーター、パワーウィンドウモーター、パワーウィンドウレギュレーター、パワーウィンドウモーターアンブ、パワーウィンドウモーター、ホーン、ドアロックアクチュエーター、ドアロックコントロールユニット、ドアロックスイッチ、フューエルフィルターリッドロックアクチュエーター、オートスライドドアモーター、オートスライドドアコントロールユニット、オートスライドドアセンサー、オートスライドドアレギュレーター、オートスライドドアスイッチ、パワーテールゲートモーター、パワーテールゲートスイッチ、テールゲートオートクローザー、サンルーフスイッチ、サンルーフモーター、キーレスレシーバ、トランスミッター、スマートキー、キーレスコントロールユニット、スマートキー/カードキーアンテナ、リクエストスイッチ/ノブタッチセンサー、リモコンモーター、ドアミラーモーター、ドアミラースイッチ、ヒューディングミラー、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、純正オーディオ、純正ナビゲーション、純正スピーカー、純正テレビチューナー、純正リアナビゲーション、純正ウーファーアンブ、純正サウンドシステム、純正ETC、GPSアンテナ、ラジオアンテナ、TVアンテナ、バックカメラ、サイドカメラ、アラウンドビューカメラ、マルチディスプレイ、インフォメーションディスプレイ、ライトスイッチ、HID/LEDヘッドライトバルブ、HID/LEDヘッドライトバルブ、HID/LEDヘッドライトバルブ、HID/LEDヘッドライトバルブ、HID/LEDヘッドライトバルブ、LEDヘッドライトバルブ、オートライトセンサー、LEDテールランプ(発光部の不具合)、LEDハイマウントストップランプ(発光部の不具合)、キーセンサー、マップライトユニット、マップライトスイッチ、カーテンスイッチ、ステアリングスイッチ、ハザードスイッチ、クルーズコントロールスイッチ、クルーズコントロールスイッチ、フロント/リヤパーカーセンサー、ジャクションブロック(BCM)、セキュリティ、レインセンサー、各リレー
電装先進機構	アダプティブドライブレイトコントロールユニット(AFS-ACL)、アダプティブドライブレイトアクチュエーター(AFS-ACL)、自動ブレーキコントロールユニット、自動ブレーキ警報機、レーンキープコントロールユニット、レーンキープ警報機、車間計測機(ミリ波/赤外線レーザー、ステレオカメラ)、レーンキープ計測機(ミリ波/赤外線レーザー、ステレオカメラ)、パーキングサポートコントロールユニット、ハイビームサポートシステムセンサー/アクチュエーター(点灯/切替/調光)
エアコン機構	コンプレッサー、コンデンサー、エバポレーター、エキスパンションバルブ、レシーバタンク、マグネットクラッチ/スイッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、プロアファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース、ヒーターコア、インテークドアアクチュエーター、エアミックスアクチュエーター、モードドアアクチュエーター、ガスセンサー、外気温センサー、内気温センサー、日射センサー、冷媒圧力センサー、サーモスタット、ヒーターウォーターバルブ、高圧ホースパイプ、低圧ホースパイプ、エアコンコントロールユニット(ディスプレイ除く)、ヒーターソレノイドバルブ、ヒーターコントロールワイヤー、エアコンファンスイッチ、プロアスイッチ(レジスター)、Oリング
アクスル機構	ショックアブソーバー、サスペンションスプリング、サスペンションコントロールアーム、サスペンションコントロールアーム、トーションバー、スタビライザー、スタビライザーリンク、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アッパーベアリング、アクスルシャフト、ハブ、ハブ/バッシュ、ハブシール、ハブベアリング、電子制御サスペンション(エア/アクティブサスペンション)、サスペンションアクチュエーター、エアサスペンションコンプレッサー/ポンプ、ナイトコントロールセンサー、電子制御サスペンションECU、各ブッシュ
ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキブースター、パキュームポンプ、ABSコントロール、ABSモジュレーターユニット(ABSアクチュエーター)、ディスクキャリアシールキット、パーキングブレーキレバー、パーキングブレーキペダル、パーキングブレーキスイッチ、パーキングブレーキモーター、パーキングブレーキコントロールユニット、ホイールシリンダーインナーキット、プロポーションコントロールバルブ、ブレーキホース/パイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ(ブレーキスイッチ)、ブレーキ圧センサー
乗員保護機構	シートベルト、シートベルトバックル、シートベルトプリテンショナー、SRSエアバッグコントロールユニット、エアバッグセンサー、スバイラルケーブル、SRSエアバッグモジュール、Gセンサー、着座センサー、ボンネットエアバッグ、ヨーレートセンサー
ハイブリッド機構	ハイブリッドトランスアクスル、スタータージェネレーター、ウォーターポンプ、ラジエーター、駆動用モーター、回生ブレーキ、インバータ、コントロールECU、バッテリーECU、コンバーター、ハイブリッドバッテリー、アンペアセンサー、ボルテージセンサー、水温センサー、パワーECU、インパットダンパー、キャパシター

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。



# カーセンサーアフター保証

お申込書

次の書類と一緒にFAXしてください。

- 車検証
- 法定点検記録簿
- カーセンサー車両品質評価書

▶
**太枠内にお客様の情報をご記入ください。**
●記入もれがありますと登録に時間がかかる場合がございます。●FAX番号の記入がない場合、返信されない場合がございますので必ずご記入ください。●ご担当者名も必ずご記入ください。

加盟店様記入欄	フリガナ				年	月	日	
	ご使用者名 (お客様名)	様			店名			
	TEL	-	-		TEL			
	携帯	-	-		FAX			
住所	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>			ご担当者様				
プラン	修理工場	加入年数						
	プレミアの提携工場	お申込みプランに○をつけてください。 <span style="margin-left: 20px;">半年間</span> <span style="margin-left: 20px;">・</span> <span style="margin-left: 20px;">1年間</span> <span style="margin-left: 20px;">・</span> <span style="margin-left: 20px;">2年間</span> <span style="margin-left: 20px;">・</span> <span style="margin-left: 20px;">3年間</span> <small>※3年間プランは国産車両のみお申込みいただけます。</small>						
	自由選択 (従来方式)	お申込みプランに○をつけてください。 <span style="margin-left: 20px;">半年間</span> <span style="margin-left: 20px;">・</span> <span style="margin-left: 20px;">1年間</span> <span style="margin-left: 20px;">・</span> <span style="margin-left: 20px;">2年間</span> <span style="margin-left: 20px;">・</span> <span style="margin-left: 20px;">3年間</span> <small>※こちらのプランの場合、提携料金が異なります。原価料金表をご確認ください。 ※3年間プランは国産車両のみお申込みいただけます。</small>						
<b style="color: red;">故障発生の際は、販売店への入庫促進を希望されますか？</b>							はい ・ いいえ	
<small>※上記の「プレミアの提携工場」プランをご選択のうえ、販売店様で保証修理を行われる場合は、別途、提携工場へのご加盟が必要です。</small>								
車台番号		車種		名義 変更日		年	月	日
走行距離	km	保証書郵送先	申込店舗	お客様ご自宅				

お申込みをいただくにあたり、お客様に特にご確認をいただきたい事項

各確認事項についてご確認いただけた項目にチェックをし、確認日をご記入のうえご署名ください。 ※「はい」にチェックしていただけない場合はお申込みができません。

<p><b>① 保証の適用とならない項目として下記内容を確認した</b> <input type="checkbox"/> はい</p> <p>①見積費用（点検費用・診断費用・故障原因を特定する費用等）</p> <p>②メンテナンス不良（前オーナー含む）を原因とする不具合 <small>（例：エンジン内部のオイルスラッジを原因とする不具合等）</small></p> <p>③自動車検査登録検査（車検）上問題のない不具合 <small>（例：エンジンオイルが減る、消費が早い等）</small></p> <p>④修理上限金額を超えた修理費用</p>	<p><b>② 特別規約の内容を確認した</b> <input type="checkbox"/> はい</p> <p><b>③ 申込み車両は改造車ではない</b> <input type="checkbox"/> はい</p> <p><b>④ 申込み車両は業務使用目的の車両ではない</b> <input type="checkbox"/> はい</p> <p><b>⑤ お客様(契約者)は販売店代表者の親族や従業員ではない</b> <input type="checkbox"/> はい</p>
---	---

内容を確認し、カーセンサーアフター保証に申込みます。  
 【確認日】                      年   月   日                      【ご署名】

<p>●下記の点検をお願いいたします ※点検結果を記入してください。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> パワーウィンドウの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 純正オーディオの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電動スライドドアの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 各ライトの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ワイパーの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> キーレスの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シートベルトの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> サンルーフの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> エアコンの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 純正ナビゲーションの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ドアロックの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 各種チェックランプの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> パワーシートの作動状況</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 点検良               <input type="checkbox"/> 修理               <input type="checkbox"/> 未処理               <input type="checkbox"/> 該当なし         </p>	<input type="checkbox"/> パワーウィンドウの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正オーディオの作動状況	<input type="checkbox"/> 電動スライドドアの作動状況	<input type="checkbox"/> 各ライトの作動状況	<input type="checkbox"/> ワイパーの作動状況	<input type="checkbox"/> キーレスの作動状況	<input type="checkbox"/> シートベルトの作動状況	<input type="checkbox"/> サンルーフの作動状況	<input type="checkbox"/> エアコンの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正ナビゲーションの作動状況	<input type="checkbox"/> ドアロックの作動状況	<input type="checkbox"/> 各種チェックランプの作動状況	<input type="checkbox"/> パワーシートの作動状況		<p>●社外装備品（取付けられている社外装備品）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">                     プレミアワランティサービス株式会社                      カーセンサーアフター保証事務局                 </p> <p style="text-align: center;">                     〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町18-6 日本会館5階                      TEL:03-5114-5739    FAX:03-5114-6233                 </p> </div>
<input type="checkbox"/> パワーウィンドウの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正オーディオの作動状況														
<input type="checkbox"/> 電動スライドドアの作動状況	<input type="checkbox"/> 各ライトの作動状況														
<input type="checkbox"/> ワイパーの作動状況	<input type="checkbox"/> キーレスの作動状況														
<input type="checkbox"/> シートベルトの作動状況	<input type="checkbox"/> サンルーフの作動状況														
<input type="checkbox"/> エアコンの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正ナビゲーションの作動状況														
<input type="checkbox"/> ドアロックの作動状況	<input type="checkbox"/> 各種チェックランプの作動状況														
<input type="checkbox"/> パワーシートの作動状況															

※保証事務局記入		受付	請求	入金	発行	完了
備考						

# カーセンサーアフター保証 保証修理申請書



申請日 年 月 日

プレミアワランティサービス株式会社

店舗名

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町

TEL

18-6 日本会館 5 階

カーセンサーアフター保証事務局

FAX

ご担当者様

TEL : 03-5114-5739

FAX : 03-5114-6233

- ①当用紙に「見積り書」「車検証のコピー」を添付し FAX してください。
- ②修理完了後は当用紙と「納品請求書」を添付し原本を郵送お願いいたします。

※太枠に必要事項のご記入をお願いいたします。

【保証契約番号】		【お客様名】	
【車種】		【車台番号】	

【入庫工場名】		【工場担当者名】	
【工場連絡先】			

【お車の症状】（不具合箇所と症状を記載してください）

例) 箇所 パワーウィンドウ 不具合 動きが最近悪い。 例) 30分ぐらい走行していると、オーバーヒートしてしまう。

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

【保証判定結果】（お見積書に適用になった項目と適用外になった項目を記載いたします）

保証適用項目

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

保証適用外項目

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※事務局記入欄

No.

※事務局記入欄

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。



■ お問い合わせ・お申込み・保証修理の受付は

Warranty Administration Office

プレミアワランティサービス株式会社

カーセンサーアフター保証事務局

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町18-6 日本会館5階

TEL

03-5114-5739

FAX

03-5114-6233

E-Mail

warranty@premium-group.co.jp

[営業時間] 10:00~18:00 (年末年始除く)